（役務の提供に係る業務委託契約書　第３条関係）

再委託承認申請書

年　　月　　日

延岡市長　読谷山　洋司 様

受注者　　住 　　所

商号又は名称

代表者氏名

次の委託業務について、延岡市役務の提供に係る業務委託契約書第３条の規定により、再委託の承認を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 委託業務の名称 |  |
| 再委託の内容・理由 |  |

再委託の相手方

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 氏名又は代表者の職・氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 備　　　　　　　　　考 |  |

　　※　受注者（申請者）が本市から再委託の承認を得た後、更に第三者に委託（再々委託）しようとする場合は、受注者、再委託の相手方及び再々委託の相手方の本契約における関係や担当業務について、一覧（ツリー図）にしたものを提出してください。（再々委託以降の再委託も同じ。）

再委託承認書

年　　月　　日

受注者

　　　様

延岡市長　　読谷山　洋司　　㊞

（担当課　　　　　 　　）

先に申請のあった再委託については、次のとおり条件を付して承認します。

|  |  |
| --- | --- |
| 委託業務の名称 |  |
| 再委託の内容・理由 |  |

再委託の相手方

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 氏名又は代表者の職・氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 備　　　　　　　　　考 |  |

※　再委託の承認条件

⑴　再委託の相手方から更に第三者に委託（以下「再々委託」という。）しようとする場合は、受注者は本市の文書による承認を受けなければならない。再々委託の承認以降、その承認を得た者から更に第三者に委託しようとする場合も同様とする。

⑵　再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受注者が本市に対する賠償の責を負うこと。

⑶　契約の目的物について、受注者が再委託した者による再委託に係る業務の履行に係る部分の契約の内容に適合しないものがあったときは、受注者が契約不適合責任を負うこと。

⑷　再委託に当たって、受注者は、受注者が委託した者に対する対価の支払等について適正な取扱いを行うこと。

⑸　この承諾の条件に違反したときは、この承認を取り消すものとする。この場合において、受注者に損害が発生したときは、本市は一切の賠償の責を負わない。